

第3回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成25年1月24日（木）午後3時00分～

【場 所】八尾市役所本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長、吉川(正)委員、花嶋委員、角柿委員、前田委員
笠原委員、山本委員、土井委員、桶谷委員、北山委員、大西委員、高山委員
柳谷委員、西田委員、木原委員、榊井委員、森本委員、辻井委員、林委員
山下委員

【欠席委員】中浜委員、吉川(博)委員、小松委員、中西委員、中野委員、大本委員

【事務局】村上経済環境部長

益井次長兼資源循環課長、西野課長補佐、安藝係長（以上、資源循環課）

田口次長兼環境保全課長、吉田環境事業課長、一ノ本環境施設課長

1. 開会挨拶（事務局）

2. 配付資料の確認（事務局）

- ・第3回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・第3回八尾市廃棄物減量等推進審議会資料(資料No.6、No.7)
- ・審議会委員座席配席図

3. 案件

- (1) 八尾市の指定袋制度について
- (2) 家庭ごみの有料化の他市事例について
 - 1) 家庭ごみの有料化の仕組みについて
 - 2) 家庭ごみ有料化の他市事例の紹介
 - 3) 家庭ごみの有料化と自治会の関係について

4. 議事（議事進行：会長）

(1) 八尾市の指定袋制度について(事務局説明) 【資料No.6】

資料No.6に沿ってご説明させていただきます。まず、八尾市の指定袋制度についてのこれまでの経過ですが、本市の指定袋制度については、平成8年10月から5種分別指定袋制としてスタートしています。平成21年10月からは8種分別・指定袋制(簡易ガスボンベ・スプレー缶は平成21年4月から実施)に拡充しました。また、本市における指定袋制の大きな特徴としては、地域のみなさんとの連携を図りながら導入し、運用してきたという点が挙げられます。また、府内はもとより、全国的にも無料で指定袋を配付している事例は珍しいと思われれます。次に、大阪府内の市町村の家庭ごみ排出用袋の状況については、資料No.6の表の通りです。府下においては、43市町村中18市町村が家庭ごみの有料制を導入しており、これは全体の約4割となっています。なお、吹田市においては表中では無料配付と記載がありますが、平成24年9月末で市の指定袋

の無料配付を廃止し、現在は市販の透明袋による排出になっています。大阪府下においては、指定袋を作成し各家庭に無料で配付している自治体は八尾市のみとなっております。

次に家庭系指定袋についてですが、資料No.6の裏面をご覧ください。指定袋の配付にあたり、配付先の名簿を作成し、八尾市で管理しております。名簿の登録数と不足等に伴う追加配付を基に算出すると、約2,100万枚の指定袋が配付されることとなります。また、指定袋制の運用については、制度導入時から地域の皆さんのご協力をいただきながら進めて参りました。指定袋の配付謝礼は、集団回収奨励金とともに地域活動を支える貴重な財源となっております。指定袋は、事前に返却いただいた地域の名簿を基に、市から各町会の班長さん宅に配送させていただきます。そして班長さんから各世帯に配付いただくという制度運用をしております。八尾市の平成23年度における世帯人数別指定ごみ袋配付枚数については、下表のとおりです。これは年2回配付している通常配付枚数に、世帯人数に基づく配付枚数を算出したものです。また、表の下部に追加配付とありますが、これは、通常配付に加えて市役所などで受け取られた追加配付の枚数を示しています。通常配付分としては、世帯人数1名から2名の世帯については、可燃ごみ袋52枚、容器包装プラスチック26枚、ペットボトル6枚、資源物12枚、複雑ごみ3枚、埋立ごみ3枚をセットとする半年分の基本セットとして2月から3月にかけてと、8月から9月にかけて配付しております。また可燃ごみ袋については、追加の袋としまして、3名から4名の世帯につきましては、プラス10枚、5名から6名の世帯については、プラス20枚、7名以上の世帯についてはプラス30枚をお渡ししております。次に世帯人数ごとの配付枚数についてですが、世帯人数1人の世帯は25,441世帯あり、年間で4,477,616枚配付し、内可燃ごみ袋については、2,645,864枚配付しているという表になっています。世帯人数2人の世帯は、32,478世帯あり、年間で5,698,528枚配付し、うち可燃ごみ袋については、3,367,312枚配付しています。世帯人数3人の世帯は、22,035世帯あり、年間で4,318,860枚配付し、内可燃ごみ袋については、2,732,340枚配付します。以上のように、各世帯の世帯人数に基づく枚数のごみ袋を配付させていただいています。これらの世帯の合計は110,705世帯、年間20,541,800枚配付し、うち可燃ごみ袋については、12,571,040枚配付しています。また、これらの通常配付の他に不足に伴う追加配付につきましては、可燃ごみ587,306枚、容器包装プラスチック71,245枚、ペットボトル37,322枚、資源物39,533枚、複雑ごみ44,273枚、埋立ごみ10,697枚、合計790,376枚を追加で配付していることとなります。これらすべての指定ごみ袋の配付枚数は、年間21,332,176枚を配付しています。

次に、指定袋等による分別収集事業についてです。こちらの表は、平成16年以降の指定袋等によるごみ収集事業における発注枚数と、指定袋分別収集経費およびその内訳を示しております。平成23年度は、指定袋の発注枚数は、22,362,000枚であり、指定袋作成・配送委託料は105,000,000円、その他町会を通じて配付していただくにあたり、名簿の照会やとりまとめ、世帯へ配付いただく謝礼金として、9,972,300円、その他名簿の郵送費や消耗品費などの諸経費が2,503,577円となっており、平成23年度の合計額は117,475,877円となります。以上が八尾市の家庭用指定袋の現状です。簡単な説明ですが、これらを踏まえましてご議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員

1人世帯と2人世帯は、同じ袋の枚数となっているので、分ける必要はない。私は町会長を務めているので現状はよくわかっている。町会で、世帯人数を年2回調べるが、自己申告制なので世帯人数が減っていることがわかっているにもかかわらず、申告してこない方には、その分余分に配付する。町会が勝手に減らすことはできない。世帯人数を毎年調べるのは、大変な手間である。それだったら2人世帯まで一律にすればいいのではないかと。町会で調べなくていい。町会に入っている人だけを調べたらいいというようにしていただくと助かる。もちろん、先程言われたように、町会に対するごみ袋配付謝礼金は、大きな町会になるほど財政に占める割合が多く、助かっている。小さな町会でも活動に生かしている。そこは考慮していただきたい。

○事務局

事務局でも、名簿の対応に関しては苦慮しているところです。自己申告で行っておりますので、それに対して疑問があれば、町会長に電話で確認し、確定して配付しているのが現状です。

○事務局

次の段階での議論になるかと思いますが、例えば、超過量有料制を実施しているところは、大体住民基本台帳を基に一斉に実施しています。八尾市については簡単にそれを使うということをしていません。現時点では、個人情報関係もあるので、現状の方法しかないと考えております。

○委員

袋の配付枚数は、さきほどおっしゃったように各家庭で一定の基準の枚数を配っていただいている。各家庭で余っているということはないのか。それは市が把握されているのか。また、配付謝礼金はどこに払われているのか。

○事務局

まず、配付謝礼金の件ですが、名簿の管理や各家庭に袋を配付する、それに対する謝礼ということで各地域の方へお支払いしています。謝礼金額は、1件あたり120円です。もう1点、配付した指定袋が余っているのではないかとのご指摘ですが、これは次回以降の資料でお示しさせていただきたいと考えています。八尾市では組成分析ということで、各家庭から出されたごみ袋の中身を毎年調査しています。その調査データを使えば、ごみ袋1袋に何リットルのごみが入っているのか、指定袋の容量は45リットルですが、どれくらいの容量のごみが出されているのか、1袋ごとの重さと容量が出せます。それを基に収集量が把握できるので、ざっくりした計算はできます。そこから算出すると、可燃ごみに関しては、配付したごみ袋に対して、実際に出されているごみ袋の数は大体85%くらいとなります。15%は余っている勘定になります。余った15%の中の4%は市に返却されていると把握しています。

○委員

この資料は古いデータで、実は、土は回収しないこととなっている。土は回収できないが、瀬戸物は回収する。土は回収しないが、処理場に持ち込めば10kgあたりいくらか有料で処理するという形となっている。瀬戸物の回収というと土に比べてコンパクトだと思うが、従来どおり、埋立の袋をそのまま家庭に配付するのか、お伺いしたい。

○事務局

埋立の袋については、先ほどの基本セットで、半年に3枚袋を配付しています。元々は6枚でしたが、排出頻度も少ないということも踏まえて枚数を減らしています。収集は、昨年度までは3月、6月、9月、12月と3ヶ月に一度でしたが、平成24年度からは、第5水曜日のある月に収集ということになっています。年4回程度という収集の頻度は変わらないと認識しています。

○委員

先ほどの配付謝礼金について。その他経費というのはどんなものがあるのか、お伺いしたい。

○事務局

こちらにつきましては、名簿の照会をかけた後、各班長さん宅に名簿等を配送します。その郵送代、その他諸経費が主な経費となっています。

○会長

自治会に入られていない方はどうしているのか。

○事務局

自治会に入られていない方は、市に事前に住所登録していただいています。年に2回はがきを送付します。配付時期に、各出張所や市役所にはがきを持って来ていただき、はがきと引き換えにごみ袋を配付しています。

○会長

それは全体の半分くらいの割合か。

○事務局

はがきは16,000枚程度送っています。

○会長

そのはがきの郵送代も経費に入っているのか。

○事務局

はい。そのはがきの郵送代も経費に含まれています。

○会長

返却は、自治会を通じて返却しているのか。

○事務局

返却につきましては、各出張所や市役所に返却ボックスをご用意しておりますので、そちらに返却していただいています。

○会長

返却されたごみ袋は、来年使うのか。

○事務局

返却されたものは、こちらで枚数を把握して、それぞれの袋に仕分けして基本セットとして再配付しています。

○会長

それは無駄になっていないということか。

○事務局

あまりにも古いものが返却される場合があるので、それは除いて再利用しています。

○会長

返却していない人は、家で使っているのか。

○委員

資源物の袋が 50 枚ほど大量に余ったので、市役所に返却した。その代わりに複雑ごみの袋を 10 枚いただこうとしたが、「6 枚以上は渡せない」ということではねつけられた。節約したことに見返りがないので、返却する意欲がなくなった。

(2) 八尾市の指定袋制度について(事務局説明)

1) 家庭ごみの有料化の仕組みについて ……【資料No.7】 1 ページ～

2) 家庭ごみ有料化の他市事例の紹介 ……【資料No.7】 3 ページ～

家庭ごみの有料化の仕組みについてご説明させていただきます。資料No.7の1ページをご覧ください。家庭ごみの有料化の仕組みは、単純従量制と超過量有料制の2種類があります。両者には長所・短所がありますが、超過量有料制は一定量までの把握の技術的な問題や作業負担の大きさ、無料配付の範囲がごみ減量への誘導の範囲を超えた枚数にならざるを得ないなどにより、最近では単純従量制を採用する都市が多くなっています。それぞれの仕組みについてですが、超過量有料制については、ごみの排出量が一定量となるまでは無料で、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式です。一般的に無料の範囲は可燃ごみで年間100～150枚で、それを超える場合は有料指定ごみ袋を小売店等で購入していただくという形になります。仕組みとして、指定ごみ袋を市民が入手する方法として、無料配付分と有料購入分の2つがあり、単純従量制に比べて仕組みが複雑になります。しかし、ごみ減量に積極的に取り組む市民にとって、無料配付枚数以下であればごみ処理費用の負担はなく、理想的には優れた仕組みです。ただし、ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果について、一定枚数までは無料であり、さらに一定枚数が通常多めに配付されるため、減量行動への動機付けが働かず、減量効果は発揮しにくいと言われています。負担の公平性については、一定枚数までは無料であり、さらに一定枚数が通常多めに配付されるため、その範囲内では負担の公平性が図られないといわれています。また、制度の運営に要する事務経費についてですが、有料指定袋の製作、指定袋の流通・管理、販売手数料等に加えて、一定枚数の無料の指定袋の市民への配付、そのための保管等の超過量有料制の制度運営のための事務経費が上乗せされ、単純従量制に比べ多くの事務経費を要します。また、手数料収入についても、指定ごみ袋の無料配付分のウエイトが大きく、単純従量制に比べて手数料収入は少ないと考えられます。

次に、単純従量制について。仕組みについては、ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式です。一般的には、ごみ処理手数料が上乗せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入する仕組みとなっています。仕組みとしては、ごみを多く排出するほど、ごみ袋を多く購入する単純なシステムで、市民に仕組みがわかりやすくなっています。また、ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果について、経済的動機付けによるごみ減量意識や行動への誘導が期待できること、ごみ排出量の多少にかかわらず手数料負担が発生するため、減量効果は超過量有料制に比べて大きいといわれています。負担の公平性について、ごみを多く出す人ほ

ど金銭的負担が大きくなるため、負担の公平性が図れることとなります。制度の運営に要する事務経費は、有料指定袋の製作、指定袋の流通・管理、指定袋販売委託料等、有料指定袋制度運営のための一定額の事務経費が発生しますが、一定枚数の指定袋の市民への配付等、超過量有料制に比べて、余分な事務経費は発生しません。手数料収入については、超過量有料制に比べて大きな手数料収入が得られると考えられます。

次の2ページをご覧ください。全国市区町村の有料化実施状況表および、全国の料金体系別家庭ごみ有料化導入状況、こちらは資料については、比較している年度が若干違っておりますので全国の地区実施状況を見るための参考としてご覧いただければと思います。まず、全国市区町村の有料化実施状況ですが、こちらは平成24年10月現在のものとなっています。市区については、総数811市区のうち438市区が実施しており、全体の54%の実施率となっています。また、全国の市区町村におきましては、総数1,742市区町村のうち有料化を実施しているのは1,069市区町村で全体の61.4%の実施率となっています。次に全国の料金体系別家庭ごみ有料化導入状況は平成23年4月現在のものとなっています。有料化を実施している434都市中、単純従量制を実施しているのは405都市で全体の93.3%、超過量有料制を実施しているのは29都市で6.7%となっています。有料制を導入している都市の9割以上が単純従量制を導入しているという結果となっています。

では、なぜ、他都市は超過量有料制ではなく単純従量制を採用するのかということですが、その理由として、排出量が多くなるほど費用負担が大きくなるという分かりやすさと、排出量に応じた費用負担の公平化が図れること、また、ごみの多少に関わらず手数料負担が発生するため、超過量有料制に比べて減量効果が大きいといわれることが考えられます。これらにより、排出量の減少イコール費用負担の減少との考えから、ごみを減らそうとする市民意識の向上につながると考えられます。また、超過量有料制に比べて、余分な事務経費が発生しないということも原因のひとつです。

また、手数料の価格帯およびごみ処理料金の徴収方法は下記のとおりとなっています。価格帯別都市数について、図の中の四角で囲んでいます。有料化実施団体の70%が20円から50円台の価格帯に集中しています。また、徴収方法については、有料の指定袋制を採用している団体が圧倒的に多く、それ以外はシール制や納入通知書方式といった団体があります。

シール方式と指定袋方式を比較してみると、導入都市は大阪府内でもそれほど多くありません。シール制のメリットは、レジ袋など他の袋が使用可能であること、自治体を使用する場合は、軽くてコンパクトになる、費用や労力が軽減されるということが挙げられます。指定袋制のメリットとしては、袋の大きさと対応したごみ処理手数料の徴収ができること、収集時に容易に有料袋と見分けられ作業効率が低下しないことなどが挙げられます。一方デメリットとしては、シール制は大きさ別の手数料が取りにくいこと、ごみ処理券をはがして他が使用される恐れがあること、ごみ処理券が貼ってあるかどうか判別しづらく作業効率が低下することなどが考えられます。

一方、指定袋制のデメリットとしては、定められた袋以外は使用できないこと、市や自治会が配付する場合、重く、嵩張るため保管費用や労力がかかることなどが考えられます。

これらを踏まえまして、次に他市の事例をご紹介します。資料3ページをご覧ください。家庭ごみ有料化の他市事例の紹介として、まず初めに単純従量制を導入した自治体として、京都市をご紹介します。京都市は、平成18年10月に導入しており、人口147万人、

世帯数は68万世帯となっています。導入目的はごみ処理に対するコスト意識を持ってもらい、ごみ減量・リサイクル行動へ誘導するため、地球温暖化対策への貢献、分別・リサイクルへの市民の協力率アップ、ごみを多く出す人と減量に努力している人の負担の公平化という考えの下に実施したものです。また、導入前・導入後の収集体制として、①家庭ごみ、②缶・びん・ペットボトル、③小型金属類、④大型ごみなどであったものが、有料化の導入とともにプラスチック製容器包装を加えたものです。また、導入までの経緯として、平成16年5月に廃棄物減量等推進審議会に対し「指定袋制導入の具体的なあり方」を諮問し、審議を経て平成17年8月に審議会より「指定袋制導入の具体的なあり方」の答申を受けました。答申の内容は、定期収集ごみへの従量制の導入、資源物に対する従量制の導入、導入に当たっての留意点として、市民の理解と協力の確保、手数料収入の運用方法、ごみ処理、リサイクルの効率化、ごみ減量効果等の把握、不法投棄対策など留意することが盛り込まれたものです。

また、平成17年10月には、指定袋制導入についての基本方針を公表し、各小学校区で市民意見交換会を開催し、基本方針へのパブリックコメントを実施、平成17年12月に京都市として最終方針を決定、平成18年2月に市議会へ条例改正案を提出し、平成18年4月からは、導入についてチラシの全戸配付などのPR活動を実施した上で、実施1ヶ月前にはお試し用指定袋、ごみ辞典を全戸配付し、平成18年10月に有料指定袋制を実施しました。

京都市の有料化の対象範囲は、燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルがあります。料金設定の考え方としては、単純従量制、周辺市町村の袋料金の整合、ごみ処理費用の一部負担などを考慮し、1枚あたり20円から40円としたということです。また、徴収方式と徴収方法としては、有料指定袋となっており、定期収集ごみについては半透明のごみ袋、容量45リットルの袋1袋につき45円、30リットルであれば30円、10リットルで10円、5リットルが5円というように4種類で、1リットルあたり1円換算の袋となっております。また、資源物については透明の袋45リットルで22円、30リットルで15円、20リットルで10円というように定期収集ごみの約半額という価格になっています。また、袋の販売店については小売店、スーパー、コンビニエンスストア、自治会などで販売しているということです。

また、ごみ袋有料化で得た収入の活用方法ですが、6ページに、有料化財源活用事業の予算、決算額の推移として、処理手数料収入は平成22年度は1,874,200千円、その内導入必要経費が907,100千円、差し引き967,100千円が財源活用額となります。この財源活用事例として京都市においてはごみ減量リサイクルに関する啓発情報誌の作成、ごみ減量エコバスツアー、小型家電リサイクルモデル事業等で、平成22年度予算として、63,600千円を計上しています。また、市民公募によるボランティアとともに環境保全に関する取組を推進する事業として2,600千円の費用を計上するなど、財源活用されているところです。また、減量効果についてですが、家庭ごみについては、平成17年の導入から1年後、家庭ごみについては16.5%、缶・びん・ペットボトルについては20.9%の減量効果がありました。また、導入にあたっての配慮事項として、減免対象世帯に対して京都市福祉対策事務取扱要綱を定め、①新生児、②高齢者、③障害のある市民、④在宅で腹膜透析を実施している市民等に対し、袋を無料で配付する、ボランティア清掃へ無料配付などを行っているということです。

次に、8ページ、泉大津市の事例についてご紹介させていただきます。泉大津市は平成22年12月に有料化を導入しています。人口は7万8千人、世帯数は3万1千世帯です。導入目的は、

ごみ減量・リサイクルの推進、費用負担の公平性の確保です。導入までの経緯として、泉大津市は、和泉市、高石市の3市で泉北環境施設組合にて共同でごみ処理をしています。クリーンセンターによる焼却処理費用は、4割が均等割、6割が排出量制で、ごみを減量すれば排出量制による費用負担が軽減されることとなります。泉大津市は他の2市に比べて排出量が多かったことから、有料制を導入し、ごみ減量推進を図ることにしたということです。

有料化の対象範囲は、燃えるごみとし、資源物は半透明袋で排出ということになっています。また、料金設定の考え方は、単純従量制1リットルあたり1円ということです。また、導入までのPRは、広報誌による市民へのPR、お試し袋の配付、平成22年5月に一般家庭ごみ有料化説明会を開催し、平成22年12月から有料制導入を行っています。料金の徴収方法と袋の種類ですが、袋については3種類あり、15リットル15円、30リットル30円、45リットル45円と1リットルあたり1円換算の料金設定となっています。また、袋の販売については、小売店、スーパー、コンビニエンスストアなど市民の方が立ち寄られる小売店舗等で販売をしています。

次に9ページをご覧くださいませでしょうか。これらの財源を得まして、その収支概要と財源活用についてです。収支概要については、泉大津市のホームページで公開しております。平成23年度家庭系可燃ごみ有料化の収支概要として、一般家庭ごみ収集手数料の歳入は、112,027,500円、指定袋等作成経費として、31,055,375円を計上しています。泉大津市においては地球環境基金という積立金を採用しているところであり、その基金の繰越金なども含め、それらの歳入については泉大津市の環境施策に使われているということです。平成23年の主な事業内容として、資源循環型システムモデル事業、緑のカーテン推進事業、エコクッキング事業、レジ袋削減推進事業などがありますが、補足で説明します。泉大津市の環境施策の中で、地球温暖化対策推進計画を策定しているところです。その中の取組が扱われているエコアクションの実践ということで、エコ診断の受診の促進、エコチャレンジ事業の認定登録制度、自転車・公共機関の利用促進、自転車の区域の整備、太陽エネルギーの活用推進、エコカーへの代替の促進、公用車へエコカーの率先導入、環境教育の充実、緑化対策、これらの事業について環境施策の費用として使われているということです。次に泉大津市の減量効果についてですが、資料No.7の10ページ、家庭から出る可燃ごみの推移(平成20年・23年度の比較)では、約25.7%の減量効果を示したところです。また、配慮事項・減免措置としては、減免対象世帯に対しておむつを使用する子育て世帯や介護をしている世帯やおむつやストーマ用装具は従来の透明又は半透明袋で排出されれば無料収集するというものです。またボランティア清掃への無料配付も行っています。

続きまして、11ページをご覧くださいませでしょうか。こちら超過量有料制を採用した事例の紹介として箕面市を紹介します。こちらは平成15年10月に導入しており、人口13万人、世帯数5万4千世帯です。導入目的は、ごみの減量・資源化への意識付け、ごみ量に応じた公平負担の確立です。また、有料化の対象範囲としては、燃えるごみと燃えないごみを対象としており、燃えるごみについては、一定量を超える排出で有料となっています。空き缶・空き瓶は別々のかご型容器に入れて無料収集を行っています。料金設定の考え方は、超過量有料制を採用しています。導入までのPRは、広報誌による市民へのPRを行っています。手数料については、燃えるごみについては、毎年8月初旬に「燃えるごみ専用袋引換券」を各家庭に郵送。この引換券をスーパー、コンビニ等の「指定ごみ袋取扱店」に持参して、燃えるごみ専用袋と引き換えます。世帯人数1人では、年間無料配付の総容量は、1,600リットル、小袋だけなら80枚程度、世帯

人数2人では、年間無料配付の総容量は、2,400リットル、小袋だけなら120枚程度、世帯人数3人では、年間無料配付の総容量は、3,600リットル、大袋だけなら120枚程度、世帯人数4人では、年間無料配付の総容量は、4,200リットル、世帯人数5人では、年間無料配付の総容量は、4,800リットルというように、世帯人数に応じて無料配付の総容量も変わっていきます。1人1週間あたりの排出量で換算しますと、1人世帯では1週間で約30リットルの排出量、2人世帯では1週間で約46リットルの排出量、3人世帯では1週間で約60リットルの排出量、4人世帯では1週間で約80リットルの排出量、5人世帯では1週間で約92リットルの排出量がひとつの基準となっています。また、燃えないごみにつきましては、1枚目から有料となり、無料収集ではありません。そして、袋の価格については燃えるごみ専用袋は、燃えるごみの一定量を超えた分についての袋として20リットル袋10枚1組で400円、30リットル袋10枚1組で600円、燃えないごみ専用袋としては、1枚目から有料として、20リットル袋5枚1組で500円、30リットル袋5枚1組で750円の販売価格です。指定袋取扱店の役割については、取扱店は燃えるごみ専用袋の無料配付を行うと共に、有料の袋や処理券を販売し、市民が市に納付する手数料を市の代理で受領するという形です。まず無料の袋については、市がはがきを送付し、取扱店舗にごみ袋を預けるという形になります。その後、各世帯に引換券を送付させていただき、その引換券を持って取扱店で交換するという形になります。そしてそれを超過する分に関しては、市が預けている取扱店舗で有料購入するという形になっております。そして市は取扱店舗に対して、これらの業務にかかる業務委託料を支払うということになります。

排出と収集方法についてですが、燃えるごみ・燃えないごみについては指定袋で排出、空き缶・空き瓶などは裸で別々のかご型容器に入れて排出し、無料で収集されます。スプレー缶・カセット式ガスボンベも無料で収集、乾電池・蛍光灯は透明の袋に入れて排出すると無料で収集されます。古紙等については、集団回収または市のキャラバン回収、ペットボトルは拠点回収となります。

続きまして13ページをご覧ください。減量効果についてですが、家庭ごみは超過量有料制度導入後、箕面市では、約15%の減量効果がありました。そして配慮事項・減免措置については、もえるごみ専用袋の乳幼児加算、福祉加算、ボランティアごみ袋の無料配付等を行っています。

次に14ページをご覧ください。指定ごみ袋の無料配付を廃止した自治体を紹介させていただきます。まず、市が推奨する指定袋へ移行した自治体ですが、指定袋は、自治体が指定する規格(印刷内容・大きさ・色・透明度等)に基づき作成された、市販のごみ袋を購入してもらい排出する仕組みです。袋の作成・流通・管理を自治体が直接行わないため、指定袋を無料配付する自治体にとっては作成・管理費等の歳出の削減につながりますが、あまり大きな減量効果は得られないと考えられています。その事例として、豊中市は、平成16年4月から推奨制へ移行したところです。そしてその推奨制指定ごみ袋はスーパーや生活協同組合、ホームセンター、コンビニエンスストア等の小売店で販売し、販売されるごみ袋については市の規格に合格しているものとして、承認番号が印刷されることや、ごみ袋の製造業者や販売店によって、多少の販売価格の差が生じることやごみ袋の代金には、ごみ収集運搬・処理経費は含まれていないということで、ごみ袋は、規格さえ守れば自由に販売できる制度となっています。

同じく推奨ごみ袋製へ移行した自治体として長崎市があります。長崎市は平成14年2月から移行しました。指定ごみ袋は手提げ付き、手提げなしの2種類があり、お店が決めた値段でスー

パーやコンビニなどの小売店で自由に購入できる仕組みになっています。

その他、市販の半透明袋に移行した自治体もあります。さきほど照会した吹田市は平成 24 年 10 月から市の指定袋を、今までは年間 80 枚を自治会経由で無料で市民に配付していましたが、平成 24 年 9 月で廃止。合わせて「ごみ分別排出啓発事業」ごみ袋の配付、分別の徹底、ごみ集積場の維持管理といういわゆる分別排出の管理費用として自治会に報奨金で年間 1 世帯あたり 70 円の報奨金も廃止しました。

以上、簡単ではございますが、他市の事例を紹介させていただいたことも踏まえまして、ご議論いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員

八尾市の場合は初めからごみ袋は無料になっている。私は町会長を務めているので、有料化になったときに私達が一番矢面に立つことになる。自治振興委員に謝礼金も下りているし、市はどう対処するのか。

○会長

その件は、これからこの審議会で議論していく問題で、事務局に聞くような問題ではない。八尾方式というものを考えて、自治会のメリットも活かせるような方法を考えたい。完全に廃止ではなく何かうまい方法がないか、みんなで考えていけばよい。

○委員

私は有料化について賛成しているが、不法投棄についてはどう考えているのか。

○事務局

12 月議会で可決され、平成 25 年 10 月から粗大ごみの有料化がスタートします。不法投棄の問題は、有料化を実施したから即不法投棄につながるという、直接的な原因なのかどうか、断定はできないと考えていますが、多くの市民の方々が不法投棄に懸念を抱いておられます。

苦情などの情報から、どの地域に不法投棄が多いか把握しています。パトロールと地道な啓発活動くらいしか不法投棄に関する手だてはないと考えています。どこまで有料化するのかはまだ検討中ですが、無料の袋がもし残ったときに、逆にそちらに混入するという恐れもあります。逆にそちらの方を懸念しています。

○委員

スーパーの駐車場に、植木を伐採した枝を袋ごと置いて帰るとか、ペットボトルとかプラスチック容器など不法投棄はどんどん増えている。それはどうしたものか。

○会長

監視カメラが有効なので、どんどん増やしていけばよいのではないかと。

○委員

防犯カメラは置いているが、投棄している人を特定するのは難しい。色々なごみを投棄していく人がいる。

○委員

駅にごみを持ち込んで投棄する人がいるので、駅にごみ箱がなくなった。それでも不法投棄があとを絶たない。

○副会長

粗大ごみの不法投棄と可燃ごみの不法投棄のやり方は少し違うのではないかと。可燃ごみは日々排出されるものだから、粗大ごみは時々しか出ないものなので、山など人目につかないところに投棄する。可燃ごみは、人が集まるところで投棄することが多い。抑止するための監視カメラなどの設置しか当面手立てがないかと思う。しかし、一部の不心得な人がいるためにいい制度ができないのは、逆におかしな話である。

○委員

単純従量制の場合 20%、超過量有料制にすると 15%くらい減量効果があるとの説明だった。資料No.7、7 ページに家庭ごみが 14.6%減って、缶・びん・ペットボトルが 20.8%減ったと記載があるが、ごみは基本的には、そんなに減らない。減ったと思った分は他所にいくだけの話。八尾でもし有料化した場合、どういう効果があるとお考えなのか。平成8年に5種分別したときも 15~20%減ったが、また今では徐々に増えてきているという状況。今、有料制を導入したらどれくらいの効果が見込まれるのか。

○事務局

他市で、どこまでの品目を有料化するかということも問題となっています。また、料金体系も 1 リットル 1 円のところもあればもう少し高いところもあります。どこまで効果があるかは、金額に影響される部分もあるので一概には言い難いと考えています。前回の審議会の中で策定した、八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の中では、有料化による効果を見込んで、平成 22 年度に対して平成 32 年までに資源化率を 13%引き上げて 30%にするという目標を掲げています。有料化がすべてではありませんが、10%以上の減量効果はあると考えています。一方、資源化されているごみの量を除くごみ量も 25%削減と考えています。有料化だけではありませんが、その程度の資源化率の向上は見込めると考えています。

○会長

ごみは減らないとおっしゃったが、かなり減る。八尾市のごみの組成を見ないとわからないが、例えば雑紙など何も考えず投棄しているものをきちんと分けると、かなりの重さが資源として活用できる。あと、生ごみの水切り、生ごみを出さない、いらぬものは買わない、色々考えると相当減る。問題はどのような目的でやるかである。有料にしたら減るだろうという立場であればあまり減らない。泉大津市のように環境行政に予算を回せなかった市が、有料を実施したほとんどの収益を環境行政に回している。資料No.7の8 ページに、泉大津市・和泉市・高石市の3市組合のごみ処理費用が、4割が均等割、6割が排出量制とか記載があったが、それは間違いである。一昨年から全額比例制となっている。出した分に比例してお金を払うように変わった。減らしたら減らした分だけ支出が減る。減った分をみんな環境行政に使い、ものすごく効果が上がった。高石市でもその方式を真似している。何に使うか、それを市民が納得すれば効果が出る。八尾市の場合は、焼却炉の建替えという目の前に迫った問題がある。それと環境行政に使うという目に見える形にすれば減ると思う。

○委員

ちょっと飛躍し過ぎた話になるかも知れないが、資源化率のアップを図るため、新しく焼却炉を建設するときに、生ごみを市で堆肥化するという機械を作るというのは無理なのか。

○事務局

市としては、生ごみ堆肥化の事業を助成しています。電動の生ごみ堆肥化機を購入の際、2万円を上限に半額程度助成するという制度があります。他にもコンポストの購入費助成制度、ぼかし容器の貸与制度もあります。半年に一度市政だよりでPRして募集しています。最近PRが足りないのか減少傾向ですが、こういった事業にも力を入れていきたいと考えています。

○会長

今の話は、市でプラントを作る予定はないのかという意見だった。

○委員

天王寺動物園でサバンナ堆肥を作っている。各家庭ではできないが、八尾市で、生ごみで堆肥を作ったら喜ぶ人がいると思うがいかがだろうか。

○副会長

生ごみをリサイクルするというのはいいことではあるが、各家庭に立ち返ると生ごみを家庭で分別して排出しないといけない、それを収集車で集めないといけない、堆肥化する施設があるとなるとかなり費用は高くつく。それで、市では各家庭単位で堆肥化することを勧められていると思う。装置を作って大規模にやるというと、参加する人が全市民の8割程度いないと有効に稼働しない。また、各家庭で調理くずがどれくらい排出されるのか。今は家庭では。カット野菜や魚も捌いたものをとか加工食品を買うことが多い。昔に比べると堆肥に向けた生ごみが少なくなって、食べ残しが中心になる。加工食品から出来た堆肥を利用するところを探すのは難しい。

○会長

堺市が堆肥プラントを建設したが、悪臭で市民からすごい苦情が出て、建設を推進した関係者が告発されるような問題に発展した。成功したとしても、その堆肥を誰が使うのか。無料で持っていってくれといっても利用者は少ない。自宅で堆肥化する分にはいいが、プラントとして作って誰も引き取ってくれなかったら、結局ごみになる。それは相当慎重に考えなければならない。

○委員

堆肥化に関しては、何度も波があり、各地でプラントを作ってはだめだったという経緯がある。最近では小さな自治体で成功している例もあるが、八尾市くらいの都会ではどうなのか。さきほど、スーパーでいろんなごみを捨てていくという事例も聞かれた。中間のやり方として、関東の藤沢市では、市民提案で小学校の生ごみ堆肥化装置を地域で管理して使っている。つまり、自分達でやりたくて自分達できちんと管理して実行する。市民の側で、自主的に参加くださる方を募って実施している。装置の問題ではなく、市役所にやってくれではなく、自分たちでやるのが大切。この近辺でも、大東市では全小学校に生ごみ堆肥化装置がある。しかし、学校は忙しいし、学校の用務員さんがやる気のあるところほうまく稼働しているが、それ以外は電気だけ入れているとかパンだけ入れているという開店休業状態。これから堆肥化を進めるのなら、市にやってもらうのではなく、自分たちでやろうという取り組みが必要。そうすると楽しいし、役に立つ取り組みができると思う。

○委員

八尾市としてはごみを有料にする検討が進んでいる。現在6種類あるごみ袋全部を有料にするのか。そうすると、各家庭では、可燃ごみや容器包装プラスチック、ペットボトルの袋がそれぞれ保管されているが、週によってごみの排出量が多いときと少ないときがある。そうすると、大きな袋が必要な場合と小さな袋ですむ場合があると思う。2、3種類の袋を保管しないといけないとか、量が少ないのに大きな袋で出さなければならないとか、小さい袋しか買ってなかったら2、3枚必要になるとか、毎週回収に来てくれているが、その時に出していくのか、収集日は同じようにしてもらえるのか。ごみの種類によって有料・無料と違えば、他のごみが混じる恐れがある等、色々な問題があるのではないか。

○会長

可燃ごみだけの有料化ではないか。

○委員

今のところ市が有料化を考えているのは可燃ごみだけなのか。

○事務局

今日ご議論いただいた内容も含めて、次回の審議会でお示しさせていただこうと思っています。他市の状況を見ますと、団体によって有料化している品目が違います。単純従量制のデータですが、アンケート調査の結果なので全部の団体から回答があったわけではありません。調査の結果は、単純従量制を実施している252市の内、可燃ごみだけで実施しているのが14.3%の割合になっています。可燃と不燃(八尾市でいう埋立ごみ・複雑ごみ)で実施している割合が45%です。また、不燃に加えて資源物まで実施している団体が34.5%ということで、可燃ごみだけ実施している自治体は少ない状態です。

○会長

不燃ごみは、すでに有料ではないか。

○事務局

現在、八尾市はすべて無料で収集しています。

○委員

可燃ごみだけが有料になった場合、あとの分はどうなるのか。今までどおり自治振興委員を通して配付されるのか。それとも買いに行かないといけないのか。

○事務局

それも含めてご議論いただけたらと思います。現状、町会を通じて配付していただけていますが、有料化になると、スーパーやコンビニで購入いただくという形になります。町会配付という経過がある中で、八尾にとって、今の良い点を活かした有料化はどうするのかということを今、この審議会の中でご議論いただけたらと考えています。

○副会長

有料というのはどこからが有料なのか。以前にも申し上げたが、現在、袋は無料で配付しているが、袋の製作費がかかっている。八尾市以外にお住まいの方は、袋は購入している。最低、袋代は負担しないといけないのではないかとずっと思っている。その部分までを「有料」と言われると違和感がある。袋代以上に処理手数料を徴収するのが有料であると分けて考えた方がいいと思う。可燃ごみは処理手数料を徴収し、資源物は袋代だけにする等、そういう価格差があってもいいのではないかと。

○委員

袋を有料袋、無料袋というように分けるのか。何でも自宅にある袋に入れて出すということになるのではないかと。

○事務局

各自で、スーパー等で有料の指定袋を購入するという形になります。

○委員

自宅にある袋を勝手に使ってはいけないということか。

○事務局

そうです。

○会長

有料化になったら、指定した袋でないと回収してもらえない。

○事務局

他の市町村では、スーパーの袋などでも収集するところもありますが、八尾市は現在でも市の指定袋でないと収集しておりません。今度有料化が実施されれば、袋を購入していただくことになりますが、指定袋でごみを出していただくことには変わりはありません。

○会長

先ほど、大・中・小の袋を作ったらいいとおっしゃったが、大体有料化を実施しているところは大・中・小の袋を作っている。45リットル、30リットル、15リットルぐらい。

○委員

量の多いとき、少ないときがあるのでたくさん袋を持っておかなければならない。

○委員

私は、京都市の有料ごみ袋について調べた。京都市は5種類の袋がある。資源物で3種類。「購入したごみ袋が余ったら、買い戻してくれるのか」と市職員に聞くと、「10枚単位で販売しているので必要な枚数だけ購入して下さい。」との答えだった。有料制を導入するときは抵抗があったとのこと。導入前には、市の職員が町内会の会合に来て、有料化のことについて説明して市民の理解を得て有料化に踏み切ったとのことだった。

○会長

有料化前には、大体2、3回は説明に行っている。説明会のための期間も考慮し、何度も足を運んで住民に理解してもらわないといけない。

○委員

大事な話があると言っても、町会の会議にはなかなか出席してもらえない。われわれもしっかりと認識しておかないと説明できない。

○委員

私事で恐縮だが、私は、平成 20 年 1 月 31 日付で「八尾市の 4 種分別ごみ袋の考察」という形で八尾市長あてに提言をした。市長に届くよう、市役所の秘書課に直接持参した。その後、環境部からぜひお話聞きたいということで呼びがかかった。当時の環境部の話では、八尾市では粗大ごみすら無料で収集しているので時期尚早であるとのことだった。

○会長

ようやく大型ごみが今年の 10 月から有料化になる時期にきているということ。審議会で答申してから 4 年経過している。今では、大型ごみはほとんどの市で有料化されている。

○委員

さきほど会長が有料化するとごみは減ると断言されたが、教えていただきたい。資料を見ると、豊中市や箕面市でごみが減っている。経済的なインセンティブで減るといえるのはわかる。4 人家族で、スーパーでお刺身を 4 つ買っていたものが、トレイが 4 つごみ出るのでごみを減らすためにお刺身を 2 つにするというように、日常生活が変わるものか。日常生活とインセンティブがどうリンクするのか教えて欲しい。

○会長

難しいことはわからないが、今まで 1 人で 1 個食べていたものを 2 人で 1 個に減らすということはあり得ない。だけど、もうひとつくらい余計に買っていたものを買わずにおくとか、いらぬものは買わないようにしようということにはなるのではないか。雑紙を廃棄するとき、はさみを少し入れるだけでだいぶ嵩が減る。減らすことによって市が助かっている、助かった分が焼却炉を建て替える財源になる、など目的意識がはっきりしたら市民のみなさんも協力するのではないか。ただ、有料にしたらごみが減ると市が上から押し付けるだけだと無理である。

○委員

容量かと思ったが、重量でも減るのか。

○委員

瞬間的に減ったとしても、ごみは長い目で見ると増えていく。京都市もスタート時は 22%減ったが、今は 20%にも到達していない。

○会長

リバウンドしないような手立てを考えなければならない。

○委員

一人一人がきっちりと少なくしていくこと。意識が浸透しない限りは絵空事だと思う。

○委員

大阪府内の超過量有料制の自治体の中で、あまり減ってないところで調査したところ、スーパーの店長が有料制だと知らなかった、という事実があった。同じ超過量有料制のところでも、もう少し成果が出ているところでは、スーパーの店長が有料制だとご存知だった。個人個人では中々変えられないが、ごみが少ない方がお客さんは喜ぶ、サービスであるということがわかればスーパーもそのような方向に動く。デパートの贈答品でも箱がついているものがくると、ごみになっていやだと、町全体でそういう認識になれば、多分ごみは減っていく。

○委員

値上げで2、3年前の倍の値段になった。店長もごみを減らすよう勧め、大分減った。りんごなど、以前はパックに入れて売っていたが、今はほとんど1個売りになっている。野菜も袋を使わないようにして経費を節減している。消費者もそれに慣れてきているので段々簡易な包装になっていくのではないかな。

○委員

前回、うちの主人が審議会委員をしており、それ以来ごみ減量に興味持ち、委員を下りてからも生ごみの水切りや野菜や果物の皮を干すなど色んなことをしている。今までだったら、週2回大きなごみ袋を出していたが、半月に2個くらいのごみの量になり、プラスチックも細かくはさみで切って排出するなど、主婦以上のことをしている。その姿をみていると、私も忙しいと言わずやらなければと思った。たくさんできなくても、少しずつでも気をつけていたらできることがある。

○会長

水きりするだけでも全然違う。他、この際何でも意見を言っていたきたい。

○委員

スケジュール的なことをお聞きしたい。審議会をある期間経て答申を出されることになると思うが、時期的にいつになるかで、内容の濃さが変わってくる。日数に猶予があれば濃い議論ができるし、切羽詰っていれば端折ってしまうことにもなりかねない。時間的な部分だけお聞きしたい。

○事務局

審議会は平成24年8月に立ち上げて、1期2年です。今の審議会は最長2年でご議論いただくと考えております。当然審議会の中で、ご質問、疑問点があると思いますので、丁寧に審議会で議論いただきたいと思いますと思っています。2年という任期はありますが、全世帯に関わる内容ですので、あせることなく慎重に議論していきたいと考えております。

○会長

有料化の出発点はどれくらいに考えているのか。

○事務局

2年が最長と考えています。全世帯で毎日排出されるごみのことですし、会長もおっしゃるように、八尾方式、八尾市独自の方式を十分議論いただきたいと思いますと考えております。初めから延長ありきでいくものではありませんが、仮に3年議論いただくということも結構です。

○会長

私は、2年も審議すれば十分過ぎると思う。泉大津市は審議会なしで市長の独断で始めた。市議会ではものすごい反対があったが無視した。制度ができると今はうまくいっている。高石市はそれを参考に4回審議会を開き、4回目には、もう答申案を作るという超スピードだった。2年審議すれば、十分いい案が出るのではないかなと思う。

○副会長

ごみ処理基本計画に沿って行った方がよいのではないかな。

○事務局

ごみ処理基本計画では、中間年度が平成 27 年度に有料化と織り込んだ計画にさせていただいています。

○副会長

じゃあ、そこまででどういうシステムでやればいいのか決められる。清掃工場に何かあるとかで状況が変わることがなければ、その時点で決めればいい。

○会長

答申してから市長が市議会にかけるが、市議会にかけるのに大型ごみでは 4 年かかっている。答申があつてすぐに市議会にかけて、今度は浸透するまでに大分時間をかけなければならない。1 年くらいでできるかどうかわからない。十分市民にわかしてもらうためには、同じところを 2～3 回説明に回らなければならない。そちらの方が大事。平成 27 年を着地点にするのなら、1 年間は合意を得るための説明会に使う。最低平成 25 年の終わりくらいに答申ができないといけない。審議会にかけて審議するのに半年から 1 年間かかる。議会に出してもすぐに通らない。本当に平成 27 年を出発点にするのなら、逆算していつ答申を出すか決めておかないといけない。最長 2 年でひょっとしたら延長もあるということでもいいのか。2 年もあつたら余計にだらだらするのではないか。

○事務局

基本的には、この審議会 2 年を最長にするということです。ただ、八尾方式をどうしていくのか、丁寧に議論していただきたい。みなさんに、お忙しい中お集まりいただいた成果をきちんと上げていきたいと考えております。2 年で詰め込んでというより、年限は念頭におきながらも、できないときは延長もあり得るだろうということです。無駄に延長は考えておりませんので、よろしく願います。

○会長

八尾方式について、次回からじわじわ出していけないといけない。みなさんいい案考えておいていただきたい。今日の案件の残り 2 (3)「家庭ごみの有料化と自治会の関係について」は次回に審議することとする。じっくり思ったこと何でも言っていただきたい。

○事務局

次回の審議会は、3 月 29 日(金)午前 10:00～、八尾市役所本館 8 階 第 2 委員会室で行います。資料については事前送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

5. 閉会